

横手市市営介護サービス事業経営戦略

平成 2 9 年 3 月
横手市健康福祉部

目 次

第1章 市営介護サービス事業の現状と課題

- (1) 横手市の人口推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (2) 要介護認定者数の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- (3) 高齢者福祉と介護における課題・・・・・・・・・・・・4
- (4) 市営介護サービス事業の経営・・・・・・・・・・・・5

第2章 経営の基本方針

- (1) 特別養護老人ホーム白寿園・・・・・・・・・・・・5
- (2) 介護老人保健施設老健おおもり・・・・・・・・・・・・5
- (3) 指定通所介護事業所・・・・・・・・・・・・5
- (4) 地域包括支援センター・・・・・・・・・・・・6

第3章 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第4章 投資・財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

- 投資・財政計画（収益的収支）・・・・・・・・・・・・別紙
- 投資・財政計画（資本的収支）・・・・・・・・・・・・別紙
- (1) 投資についての説明・・・・・・・・・・・・別紙
- (2) 財源についての説明・・・・・・・・・・・・別紙

第5章 効率化・経営健全化の取組

- (1) 組織、人材、定員、給与に関する事項・・・・・・・・6
- (2) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項・・・・・・・・6
- (3) その他の経営基盤の強化に関する事項・・・・・・・・6
- (4) 情報公開に関する事項・・・・・・・・・・・・7
- (5) その他重点事項・・・・・・・・・・・・7

横手市市営介護サービス事業経営戦略

秋 田 県 横 手 市
市営介護サービス事業特別会計

第1章 市営介護サービス事業の現状と課題

(1) 横手市の人口推計

平成24年度から平成26年度までの実績をもとに、コーホート要因法を用いて人口を推計した結果、総人口は減少を続け、計画期間である平成29年度には92,636人、10年後の平成37年度には81,094人と見込んでいる。

一方、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、平成29年度には33,020人で、平成24年度に比べ1,986人増と見込んでいる。さらに、5年後の平成32年度までは増加が続くが、その後やや減少傾向となる見込みである。

また、高齢者に占める75歳以上の後期高齢者の割合は、平成29年度には56.1%、平成37年度には55.9%と見込んでいる。

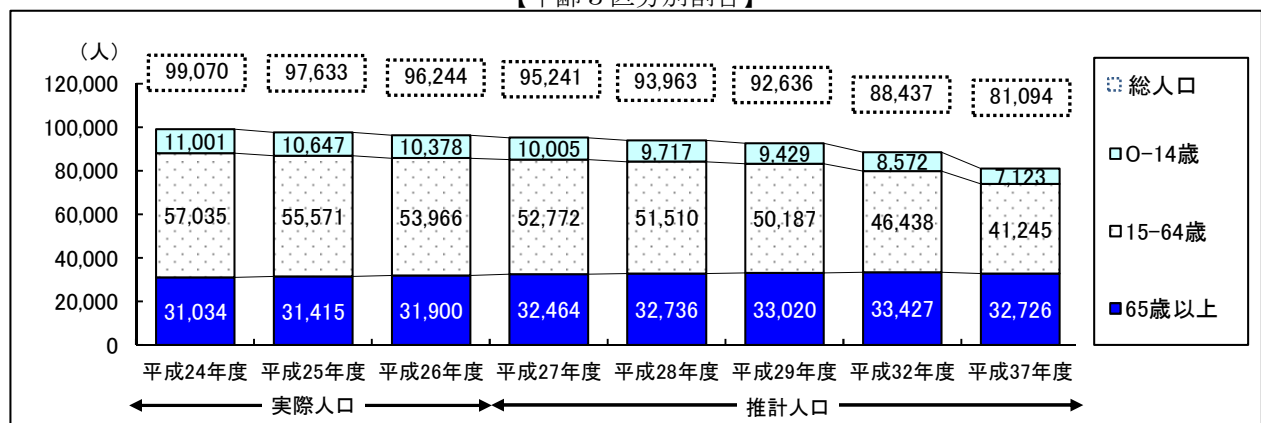
【人口と将来推計】

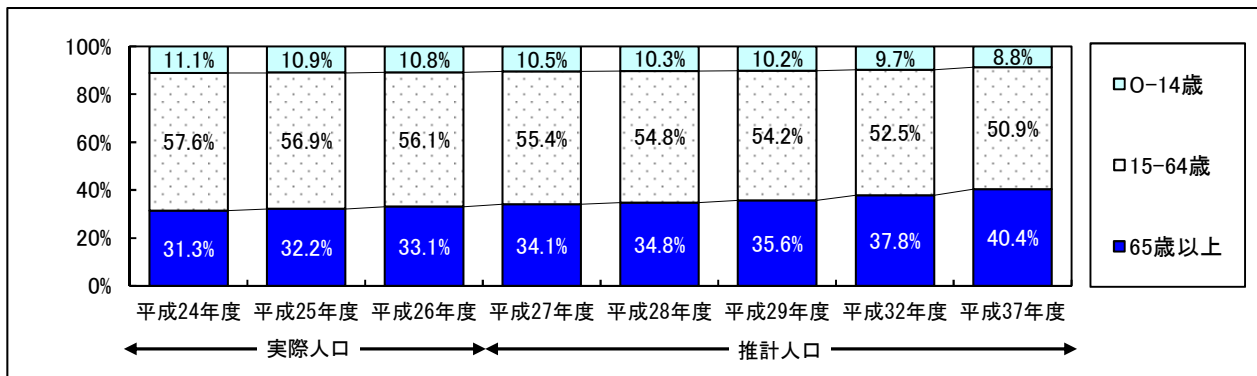
(単位：人)

	実際人口			将来推計				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
0～14歳	11,001	10,647	10,378	10,005	9,717	9,429	8,572	7,123
15～64歳	57,035	55,571	53,966	52,772	51,510	50,187	46,438	41,245
65歳以上	31,034	31,415	31,900	32,464	32,736	33,020	33,427	32,726
総人口	99,070	97,633	96,244	95,241	93,963	92,636	88,437	81,094

資料：平成24年度～平成26年度は住民基本台帳、各年10月1日現在

【年齢3区分別割合】



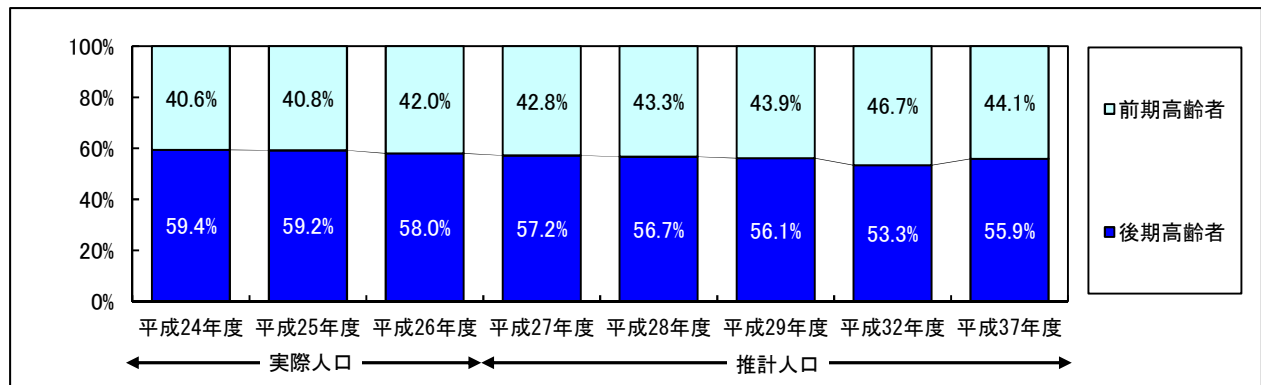


【高齢者の将来推計】

(単位：人)

	実際人口			将来推計				
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
40～64 歳	34,392	33,662	32,800	31,978	31,320	30,658	28,742	26,255
高齢者人口	31,034	31,415	31,900	32,464	32,736	33,020	33,427	32,726
前期高齢者	12,609	12,833	13,401	13,896	14,169	14,507	15,596	14,443
65～69 歳	6,227	6,624	7,183	7,952	8,567	8,627	8,093	6,804
70～74 歳	6,382	6,209	6,218	5,944	5,602	5,880	7,503	7,639
後期高齢者	18,425	18,582	18,499	18,568	18,567	18,513	17,831	18,283
75～79 歳	6,874	6,725	6,484	6,247	6,048	5,876	5,461	6,912
80～84 歳	6,042	6,039	5,947	5,980	5,944	5,858	5,308	4,621
85～89 歳	3,773	3,977	4,086	4,170	4,274	4,320	4,268	3,770
90 歳以上	1,736	1,841	1,982	2,171	2,301	2,459	2,794	2,980

【前期・後期高齢者の割合】



【第6期 横手市介護保険事業計画 高齢者福祉計画より】

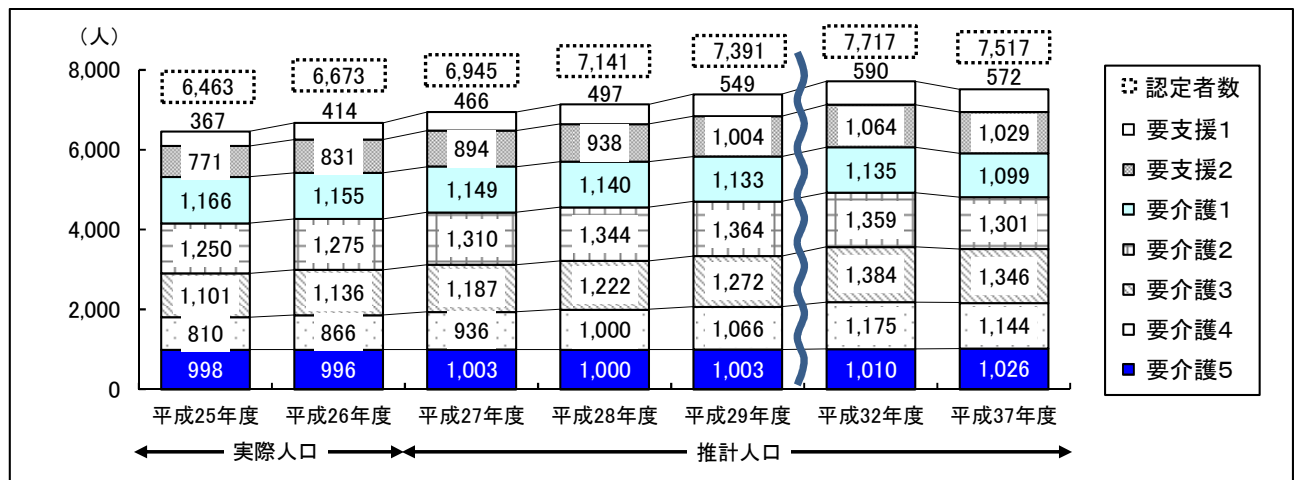
(2) 要介護認定者数の推計

要介護認定者は、年々増加し、平成29年度には7,391人と見込んでいます。平成32年度までは増加が続きますが、その後やや減少傾向となる見込みです。

要介護度別に見ると、要介護1と要介護5以外の認定者が増える見込んでいます。

【要介護度別要介護認定者数の将来推計】

	実際人口		将来推計				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
要支援 1	367	414	466	497	549	590	572
要支援 2	771	831	894	938	1,004	1,064	1,029
要介護 1	1,166	1,155	1,149	1,140	1,133	1,135	1,099
要介護 2	1,250	1,275	1,310	1,344	1,364	1,359	1,301
要介護 3	1,101	1,136	1,187	1,222	1,272	1,384	1,346
要介護 4	810	866	936	1,000	1,066	1,175	1,144
要介護 5	998	996	1,003	1,000	1,003	1,010	1,026
合 計	6,463	6,673	6,945	7,141	7,391	7,717	7,517



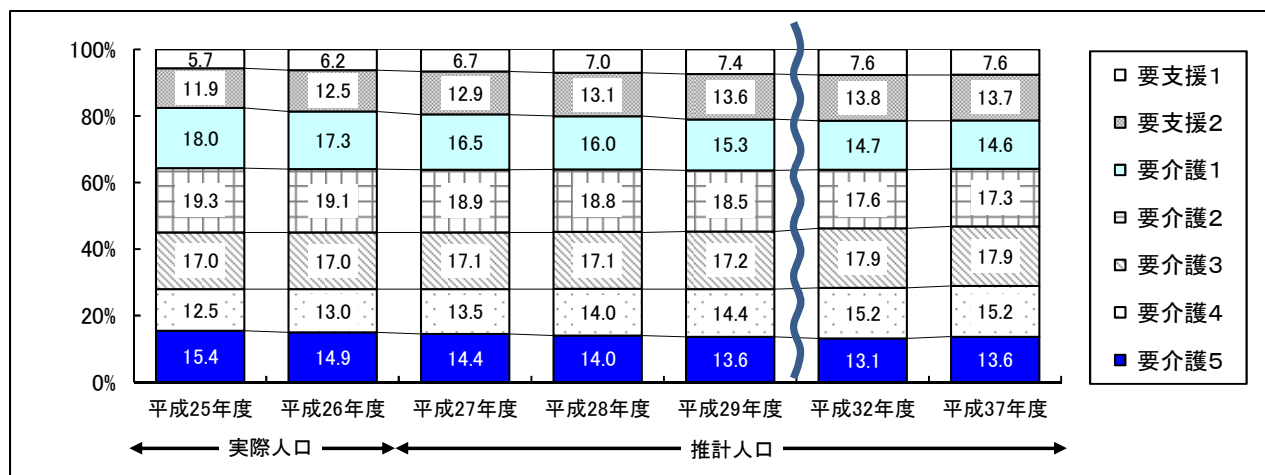
【要介護認定者数の将来推計】

(単位：人)

	実際人口		将来推計				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
第 1 号被保険者	6,297	6,523	6,808	7,015	7,272	7,607	7,416
前期高齢者	538	589	632	665	739	892	848
後期高齢者	5,759	5,934	6,176	6,350	6,533	6,715	6,568
第 2 号被保険者	166	150	137	126	119	110	101

【要介護度別認定者割合】

	実際人口		将来推計				
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
要支援 1	5.7%	6.2%	6.7%	7.0%	7.4%	7.6%	7.6%
要支援 2	11.9%	12.5%	12.9%	13.1%	13.6%	13.8%	13.7%
要介護 1	18.0%	17.3%	16.5%	16.0%	15.3%	14.7%	14.6%
要介護 2	19.3%	19.1%	18.9%	18.8%	18.5%	17.6%	17.3%
要介護 3	17.0%	17.0%	17.1%	17.1%	17.2%	17.9%	17.9%
要介護 4	12.5%	13.0%	13.5%	14.0%	14.4%	15.2%	15.2%
要介護 5	15.4%	14.9%	14.4%	14.0%	13.6%	13.1%	13.6%



【第6期 横手市介護保険事業計画 高齢者福祉計画より】

(3) 高齢者福祉と介護における課題

横手市の総人口は減少を続けており、年少人口、生産年齢人口の減少がその要因となっている。そのため少子高齢化は進行し続け、高齢化率は30%を超えて今後もさらに上昇する見込みである。人口減少に対して世帯数は増加しており、高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加、核家族化の進行は顕著になっている。

市街地・郊外の居住地域は、町内会活動や近所付き合いが少ない傾向にあり、地域における高齢者世帯への支援もあまり期待できない状況にある。また、市街地・郊外の居住地域の高齢者世帯では、雪下ろしに対する不安が多く、中山間地域の高齢者世帯では交通手段や買物、通院に不便や不安を抱えている傾向にある。一人暮らし高齢者は地域での声かけや見守り、話し相手を希望する方が多い傾向にあるが、限界集落化した地域では、自助努力にも限界があり、施策としての取り組みが必要となっている。

要介護状態となる疾病要因の一つに認知症（アルツハイマー病等）がある。近年、医療の進歩により早期発見・早期対応が可能になったが、今後も高齢化の進行により認知症患者は増加していくと見込まれ、国においても重点施策として位置付けている。市民に対する認知症の正しい知識の普及、地域全体で見守る体制づくりが重要となっている。

また、地域包括支援センターの周知をより充実させ、相談事業や権利擁護の取り組み、コーディネート機能の強化、関係機関との連携により地域包括支援センターが中心となって包括的に支援できる体制づくりや、地域包括ケアの構築を目指す必要がある。

横手市の要介護認定率は緩やかに上昇し続けており、平成27年3月には約20%に達している。平成37年には、現在65歳以上の団塊の世代が75歳以上となり、よりサービスの需要が高まることが考えられる。認知症施策の推進をはじめ、居宅・施設系サービスの整備、必要なサービスの利用が円滑に提供できるよう環境づくりを行い、若い年代の参加のみならず、高齢者自ら支え手になることで生きがいを持って生活できる地域づくりに取り組んでいくことが重要である。

【第6期 横手市介護保険事業計画 高齢者福祉計画より】

(4) 市営介護サービス事業の経営

市営介護サービス事業特別会計で運営される3施設（特別養護老人ホーム白寿園、介護老人保健施設老健おおもり、指定通所介護事業所）は、開設以来、相当年数が経過し施設本体あるいは機械設備等の経年劣化が著しい状態であり、財政負担の増加が見込まれている。

収入については、介護保険からの給付と施設利用者が負担する食費や居住費等の実費が大きなウェイトを占めているが、3年ごとに見直しされている介護報酬が、直近の平成27年4月改定において2.27%の引き下げとなり、厳しい経営状況にある。

このような状況の中、上記3施設及び介護予防支援サービス計画書を作成するための介護サービス事業（地域包括支援センター業務）が、市営介護サービス事業特別会計として平成28年4月に統合された。当特別会計は、直営の介護サービス事業を一括管理することで各施設の一層の連携・調整を図り、柔軟で効率的な予算執行及び事務執行により市民サービスの向上を目指すものである。

第2章 経営の基本方針

(1) 特別養護老人ホーム白寿園

介護保険法に基づき、原則として要介護度3以上の方を対象とし、身体上または精神上の著しい障害により常に介護が必要な状態で、居宅において適切な介護を受けることが困難な方が入所する。

入所する要介護者に対して、施設介護サービス計画に基づいて入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話等の総合的なケアサービスを行い、可能な限り家庭復帰を目指しつつ、利用者が安心して生活できる居住の場を提供する。また、市内唯一の直営特別養護老人ホームとして、緊急度が切迫している方や、困難事例などに積極的に対応する。

(2) 介護老人保健施設老健おおもり

看護や介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師による医学的管理の下、看護・介護といったケアはもとより、作業療法士や理学療法士等によるリハビリテーション、また、栄養管理・食事・入浴などの日常サービスまで併せて提供する。

常に利用者主体の質の高い介護サービスの提供を心がけ、地域に開かれた施設として、利用者のニーズにきめ細かく応え、在宅ケア支援の拠点となる事を目指して、利用者・家族が、快適に自分らしい日常生活を送れるよう支援を行う。また、市直営施設として健全な施設経営を図りながら、困難ケースの受け皿や医療ニーズの高い民間の不採算部門を担うなどの使命を果たしていく。

(3) 指定通所介護事業所

要支援、要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立し生き甲斐を持った日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画による通所介護計画に基づく日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るよう支援を行う。また地域ケア会議などを通じて、関連機関と連携を取りながら住み慣れた地域で安らぎを感じ、その人らしく自立した生活が送れるよう関わっていく。

(4) 地域包括支援センター

要支援１及び要支援２と判定された方を対象に、その要支援状態の悪化の防止、さらには非該当への改善を目指し、介護保険サービス及び本人や家族の有する能力、その他社会資源等を盛り込んだ介護予防支援サービス計画書を作成し必要な支援を行う。また、高齢者の生活を総合的に支えていく公的な拠点として公正・中立性を確保し、市民から安心感や信頼感を得られるよう運営していく。

第３章 計画期間

平成２８年度から平成３７年度まで１０年間とする。

なお、上記期間内であっても、横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画の見直しや介護報酬改定等の行財政状況、社会情勢等により経営環境に変化が生じた場合は、速やかに本計画を見直しするものとする。

第４章 投資・財政計画（別紙）

第５章 効率化・経営健全化の取組

(１) 組織、人材、定員、給与に関する事項

国及び地方の厳しい財政状況に鑑み、公営企業は住民生活に必要なサービスを提供する役割を果たしてきたが、将来にわたって公共の福祉を増進していくために、その時代に対応した経営の在り方を、絶えず見直していくことが必要不可欠になってきている。

当市においては、介護サービス事業の効率的かつ効果的な運営を行うため、事務及び事業に一層の工夫を凝らし、費用対効果を向上させる事業組織としていく。

また、定員管理については、介護保険法の規定に基づく人員基準等により職員を配置しているが、介護サービス事業は人的依存度の強い事業であり、運営スタッフの確保は事業所の健全運営を目指していく上において最重要課題であり、非常勤職員の処遇改善など抜本的な対策を検討していく必要がある。

(２) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

民間事業者の経営手法やコスト比較などの調査・研究を行い、事務及び事業の効率化と簡素化に努めながら事業を実施する。また、指定管理者制度の導入や施設及び事業の譲渡、一部業務の民間委託も検討していく。

(３) その他の経営基盤の強化に関する事項

介護サービスを提供する事業所の運営は、職員の質と数の確保が重要であることを意識し、職員の安定確保に向けた配慮に心掛けているが、非常勤介護職員等の退職に伴う人材の確保は大変難しい状況下にある。

そうした中において経営基盤の強化のためには、人材育成が必要であることから、介護職、看護職及びリハビリ専門職等に対し、研修への積極的な参加を呼びかけるなど資質の向上に努めていく。

また、地域の福祉関係機関・団体等との連携を密にし、地域住民やボランティアの方々に支援していただけるような体制づくりに努める。

(4) 情報公開に関する事項

施設概要、運営方針及び利用料金等については、印刷物やホームページを通じて幅広く公表に努めている。また、毎月開催される地域ケア会議の際に、民間事業者に情報を提供する等、積極的な公開を図っていく。

(5) その他重点事項

市直営施設として、民間では受け入れることが困難なケースや多様化する住民ニーズに応え、迅速かつ平等なサービスの展開を図る。

また、当特別会計が所管する3施設に市立大森病院と高齢者等保健福祉センター（大森市民サービス課及び西部地域包括支援センター併設）を加えた5施設は、かねてより横手市保健医療福祉総合施設「健康の丘おおもり」の構成施設となっている。市の保健、医療及び福祉の総合的な推進、市民の健康増進、保健衛生及び高齢者福祉に関する総合サービスの充実を目指し、事業の調整や施設間の一層の連携を図っていく。